

☆^そうご^う総合センターだより

令和2年(2020年)

6

月号

かわにししそごう かわにしりんほかん かわにしじどうかん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

ばしょ びょうこけんかわにしし ひだかちょう ばんごう きょうりつびょういん むか
場所：〒666-0032 兵庫県川西市白高町1番2号(協立病院の向い)

TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132

ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

あ、かわにし新時代へ。

～ だんじょきょうどうさんかく ～ 男女共同参画～

ドメスティック・バイオレンスについて

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけではなく、暴言や威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

配偶者などからの暴力や性的暴力を防止し、被害者の保護等を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)では、被害者を女性には限定していません。しかし、現実的には多くの場合女性が被害を受けています。

これは、男女が対等な関係の下に、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるという男女共同参画の基本理念から外れています。

平成28(2016)年8月に本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、DVを受けたことのある女性の割合は9.5%で、前回の平成23(2011)年度調査での数値9.5%と比較して横ばいの状況であり減少していません。

また、現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止のために外出自粛が続いたため、そのストレスによるDVの増加や深刻化が懸念されています。

今こそ、女性の人権を守るためにも、そして男女共同参画をより一層推進するためにも、私たちはDVを決して許すべきではありません。

そごう 総合センターの相談事業

せいかつじんけんそうだん まいしゅう げつ きんようび ごぜん じ ごご じ
生活人権相談 毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時

ほけんそうだん しほけん きょうりょくじぎょう
保健相談(市保健センター協力事業)

どなたでも相談・参加可能です

まいつき だい もくようび ごご じ ぶん じ ちゅうし
毎月 第1木曜日 午後1時30分～3時 6月中止 7月2日

ほけんそうだん ようび へんこう
保健相談は4月から曜日が変更になりました!

そくだん がくしゅうかい せいとくしょうすうしや せいどういつせいしょうがい どうせいあい
セクマイ相談・学習会 セクシュアル・マイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛

ひと じんけんそうだん がくしゅうかい
の人たちなど)の人権相談・学習会です。

まいつき だい もくようび ごご じ ぶん じ だい
毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 6月25日 7月16日(7月は第3)

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。